

平成30年第8回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年8月31日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	5番	我妻貢	委員
6番	山本繁夫	委員	7番	有賀良雄	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	15番	大戸文治	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員（2名）

4番	滝田文雄	委員	16番	本宮勝正	委員
----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（18名）

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
小泉光敏	委員	深谷昭	委員
矢内照美	委員	鈴木茂次	委員
橋本賢一	委員	深谷宏光	委員
高久亨	委員	円谷隆男	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

齋藤 一 廣 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	齋藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成30年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が7件、合わせて19件をご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

大変お忙しい中、そして暑い中お集まりをいただきました。雨不足で水不足ということだったんですけども、ここ数日、にわか雨等がありまして、田畑は潤ったのかな、でも、ため池にたまるほどの雨量ではないように思われております。

今年につきましては、大変日照時間等長くて、農作物にはよかったかなというふうにも思われますけれども、水不足の影響で、野菜、それから果物、水稻ももちろんでございますが、先行きが大変心配されております。

そんな中、我々も農業委員として、推進委員として一生懸命やっていかなければならないんだなというふうに感じております。

それでは、ただいまより第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、17番、矢野正則委員、18番、北野唯道委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

4番、滝田文雄委員、16番、本宮勝正委員、斎藤一廣推進委員の3名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年8月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6まで朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和です。

議題の件につきまして、我妻委員と8月25日夕方5時から現地調査を行いまして、譲受人の父親と現地に行って確認をいたしました。実際のところ、譲受人が長く耕作しました。譲渡人は、譲受人の父親と兄弟とのことで、今後は実家のほうに名義変更するということで確認いたしましたので、何ら問題ないものと思われま

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 その2の議題につきまして、8月25日、我妻委員と申請人親子と午後5時から現

地調査を行いました。同一世帯の親子間の贈与ということで、何ら問題はないということです。

会 長 地区担当委員から説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3と4については関係がありますので、一括審議としたいと思います。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

有賀委員 議席番号7番、有賀です。

今回の申請について、その3とその4関連しますので、詳しく説明いたします。

去る8月の18日に山本委員と現地調査を行いました。その3の譲渡人、同じくその4の譲渡人、それに譲受人とともに山本委員と現地調査をした中で、午後2時から当事者立ち会いの上、現地において申請内容について確認しました。それで、流れとしましては、その3を2時から、そして、それに引き続き、その4に入りました。その中で、双方とも申請内容については間違いはないということです。それで、今回の許可申請は適正な利用であり、地域の農地取得についても、ほかの農業者への支障は特に問題はないと思われまます。皆様のご審議方、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

会 長 ただいま地区担当委員より、その3と4について説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3、その4について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第3条その5、その6については関連がありますので、一括審議とさせていただきます。

地区担当委員の意見を求めます。

茂木委員 市内北部地区担当の茂木です。

今回の申請について、去る8月19日に砂塚委員、譲受人と現地調査を行いました。前日の18日、譲渡人には地番参考図で所有地を確認しました。また、申請内容についても間違いのないことでした。今回の申請地は譲受人のほぼ隣の畑で、周囲は住宅地であります。農地法第3条第1項の申請であり、3年以上耕作するよう譲受人に一任されました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 ただいま地区担当委員より、その5、その6について説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

7ページをごらんください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年8月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、8ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

この件につきまして、今月25日、大戸委員とともに現地調査を行いました。当日は設定人が立ち会いをしてくださいますして、申請内容等について確認をいたしましたところ、申請書どおりという確認がとれました。被設定人におきましては、代理人へ確認し、申請内容に対して確認をいたしましたところ申請どおりということで、そちらも確認がとれました。

皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、13ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、50戸連担たんの第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木です。

今回の申請については、8月25日、齋藤委員と、それから譲渡人、譲受人の責任者、以上の4名で現地確認をいたしました。かなり周辺の地域を歩きまして、農地に影響を与えるような内容はなかったので、申請内容のとおりだと思います。皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、18ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

小泉委員 小田川地区の小泉です。

今回の申請の件につきまして、星委員さんと被設定人の3人で、8月27日に月曜日でしたけれども現地を確認いたしました。申請内容に間違いのないことと、一時転用事業後には農地にまたすぐにできると。また、周辺農地へも影響ないということを確認しております。譲渡人には、8月23日に確認しております。申請内容に間違いはないとのことでした。今回の申請内容につきまして問題はないものですので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、23ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

飛知和委員 東釜子西地区の飛知和と申します。

譲受人、譲渡人、我妻委員と4人で現地で申請内容について確認いたしました。転用利用による周辺農地への影響がないということを確認しましたので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、28ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分といたしましては、公共施設至近距離区域内農地の第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢野委員 17番の矢野であります。

この件に関しまして、8月24日1時半から齋藤委員、山本委員、それと、設定人と被設定人で現地を調査いたしました。実家はすぐ脇で、祖母からの使用貸借ということで、周りに影響を及ぼす事案は見当たりませんでした。また、申請書どおりでありました。皆様の審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、33ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます

小泉委員 小田川地区担当の小泉です。

この申請の件につきましては、8月22日10時より、星委員とともに被設定人4名の担当者立ち会いのもと現地を確認しております。来年の3月までには終わる予定で、その後には現状に復帰して、何ら問題ないということを確認しております。なお、周辺農地にも何ら影響はないということで、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひますとともに、設定人は

被設定人に一任しているということで、今回は確認しておりますので、皆様ご審議よろしく
お願いします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

◎議案第3号

会 長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

39ページをごらんください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業
経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので、
審議するものとする。平成30年8月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定、第1号から第7号について、承認すること
にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定、第1号から第7号について、原案のとおり
承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了しました。

その他、皆様から総体的に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、私のほうから報告事項として皆様にご連絡、ご承認をお願いいたします。
配付しました資料2の本県選出国會議員への要請集会「要請書」を時間の都合上、会長専

決とした旨を説明いたします。

8月中旬、14日に送付されたものでございますが、白河市の場合、権限移譲を受けておりまして、総会開催日が今月31日となっております。そして、この提出が9月3日月曜となっております。そんな時間の都合上、会長専決ということにさせていただきました。このものについては、私が出席しております県の農業会議の常設審議委員会で何回か検討を重ね、8月22日開催の第29回常設審議委員会において最終承認され、そして、福島県農林水産部各課と文言について調整を行ったところであります。こういう文書ですので、ご承認いただきたいということで、今回ご案内を申し上げます。

このことについて、皆様のほうから何かございませんか。

どうぞ。

緑川委員 今日の新新聞等を見ましたが、モニタリングの検査の表示板を撤去したいということで、白河市の場合はどちらとも言えないという形の話で議会のほうで通っていると思うんですけども、このモニタリング検査を継続することは、結局モニタリングの箱とか何かは撤去しないでそのまま継続するという意味ですか。

会 長 事務局長。

事務局長 こちらのほうは、農産物のモニタリング検査、ベクレル検査でこちらのほうになります。公共施設に置いてある空間線量計、それとはまた別です、あくまでも農業関係のものになってございます。

緑川委員 わかりました。

会 長 ほかにございませんか。

あとは、小委員会の席上で矢野委員から種子法について意見をいただいたわけですが、2ページの(2)試験・研究等の充実ということで、これは県に対してのものでございますが、そして、4ページの3段目からが国に対する事項ということで、国会議員への要請を予定しております。

昨今の新聞等を見ますと、各県でこれにかわる条例等を作成というようなことが農業新聞に出ておりました。もう既に4県ほどは策定をしたということで、北海道を初め、また、数県が今検討中で、間もなく、今年中には決めたい。そのほか、福島県を含めて、現在の種子の生産体制とか何かも、生産減額とか何かについては維持していきたいというようなことが新聞等に載っておりました。

以上、簡単ですが、報告とさせていただきます。

どうぞ。

矢野委員 その件に関して、各県の試験場で持っている原種、原原種をそういうふうなことで残そうとかということについて、研究機関とか何かがあるんで、地方交付税をそっちに活用する旨、国としては、そういうふうなことで支援したいということを行っているんだけど、主要農産物というふうな部分からそれを外して、種苗法のもとでやるというふうな改正なんだな、中見ていると。だから、一段後退した状態には間違いないです、ただ、この件に関しては。

会 長 ただ、北海道等の今、新聞等に載っている方針等を見ますと、北海道は原種、原原種といいます、種苗法自体は米、麦、大豆等の種苗品目についてが種苗法で守られていたわけですが、北海道等はそこに県の特産物であるカンショ等も加えたいというようなものが載っておりましたので、我々も今後、福島県に対してそういうものを要望していかねばならないのかなというふうには考えております。

矢野委員、よろしいですか。

矢野委員 まだ疑問点いっぱいだね。行政的には常々いろいろなことはやっているんで、そっちらからいろいろな部分を聞きたいと思います。

会 長 私からはもうお答えできませんので、すみません。

会 長 私も会長の立場で、法復活はちょっと難しいのかなと思いますので、県の条例等でこれを運営しているというようなことで、県等についてはほかの農業団体とともにこれからも要請、要望等をしてまいりたいと思います。

それでは、事務局より農地利用状況調査についてを説明をお願いします。

事務局 長 それでは、事務局から平成30年度の農地利用状況調査について、担当の竹内副主査から説明させていただきます。

事務局（竹内副主査） それでは、農地利用状況調査についてご説明させていただきます。

農地法第30条により、毎年1回、農地利用状況調査を行うこととされています。それに伴い白河市では、9月の1カ月間を調査期間としまして、それぞれの担当地区において利用状況の調査をお願いいたします。

それでは、実際の調査方法について説明させていただきます。

皆様のお手元に地番図及びファイルをお配りいたしました。

ファイルの中には、利用状況調査資料と調査日誌が入っております。

まず、ファイルの1ページをごらんください。

調査分類としまして、緑・黄色・赤で分類いたします。

緑につきましては、人力・農業用機械で草刈り・耕起・整地などを行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地になります。

なお、農作物の作付けがされていないが、草刈り等の保全管理がされている不作付け地は含みませんので、ご注意願います。

黄色につきましては、草刈り等ではすぐに耕作できませんが、基盤整備などを行えば農地として利用できる土地となります。

赤につきましては、森林・原野化しているなど農地に復元して利用するのは不可能と見込まれる土地になります。

なお、赤につきましては、総会で審議されていない判断未了の赤と、総会で承認された判断済みの赤の2種類がございます。

なお、判断未了の赤につきましては、委員さんの赤判定後、直ちに非農地とはならず、事務局で経営移譲年金受給権者の特定処分対象農地や、相続税や贈与税の納税猶予特例適用農地となっていないかなどを精査し、さらに土地所有者への意向確認調査をした上で、総会に議案として上程し、承認を得てから非農地判定をする流れを予定しております。

また、お手元の地番につきましては、昨年までの調査結果を反映した状態で色別表示してあります。

地番図に赤で表記されています土地につきましては、既に農業委員会総会において承認いただき、非農地判定を受けた土地ですので、調査から除いてください。

地番図の緑・黄色の判定変更や不耕作の解消等がなされている、また、新たに発生した耕作放棄地があるかを調査していただきます。

次に、ファイル3ページをごらんください。

3色のシールをお配りしております。調査結果で地番図に判定変更のあった農地にそのシールを張っていただくものとなります。

なお、今年度の地番図につきましては、昨年の地番図から一部改良を加えております。宅地、公道などの農地以外の地目を削除し、地番図の管理番号は昨年アルファベット表記していたものを3桁の数字に変更いたしました、地番図中央の数字になります。また、地目、地番の文字を大きく見やすくし、隣合わせとなる上下左右の関連図を、余白の右側に配置いたしました。

地番図のシールを張る注意点といたしまして、枠内にシールが張れないような小規模の農

地については矢印を書きいただくなど、どこの農地かがわかるように、②・③のような形で書いていただければと思います。また、シールは地番の文字にかからないようにお願いします。文字の上に重なると、地番の確認作業が必要となってしまいますので、文字の上にはシールを張らないようにご注意ください。

次に、ファイル4ページの調査日誌総括表の記載例をごらんください。

まず、調査日誌総括表でございますが、調査を実施した日時、時間を記入してください。調査を行ったページ番号への記入は地番右下に表示してあります。

次に、ファイル5ページをごらんください。

調査日誌の記載方法についてご説明いたします。

調査して前年と変更のあった農地の記載方法についてご説明いたします。

まず、ページ番号を記入していただきますが、これは先ほどの総括表同様に地番右下のページを記入の上、字名、地番を記入していただきます。

調査結果欄には、昨年度までの結果が地番図に表示されています。前年度と今年度の結果を、該当する色の欄へ丸をつけてください。

備考欄の記入方法ですが、3ページの地番図の記載例をごらんください。

地番図①ですが、これは昨年度までは黄色判定でしたが、今年度の調査で赤判定になった場合をあらわしています。赤のシールが張られた脇に、①のように番号をふっていただき、5ページの備考欄に地番図①と記入いただき、簡単に現況をご記入願います。

地番図②につきましては、新たに耕作放棄地が発生したケースをあらわしています。

地番図③につきましては、昨年は緑判定の農地から作付け状況が改善され、耕作が再開されたケースをあらわしています。

なお、詳しい耕作放棄地区分が6ページから8ページに記載されておりますので、参考にしてください。

地番図は、各地区担当の農業委員さん、推進委員さんに同じ地番図を配付しております。

なお、同じ地区の各委員さんは、事前にご協議いただき分担して調査するのか、または一緒に調査するのかななどを調整していただき、調査願います。

なお、各委員さんの地区割一覧表を調査ファイルの一番後ろに添付しておりますので、協議の際にご使用ください。

調査の際には、名札、農業委員さんの帽子を使用していただき、野生動物や転倒防止など安全対策に十分な配慮を賜りながら調査くださいますようお願いいたします。

調査の日程につきましては、委員さんの都合の良い日、2日間で16時間を上限に行っていただければと思います。

調査結果ですが、調査票に委員さんの氏名を記入していただき、押印の上、9月28日、次回の総会にバインダーに挟んだまま、地番図とファイルを提出くださいますようお願いいたします。なお、期日厳守でお願いします。

早く完了した場合については、随時ご提出いただいても構いません。

地番図で面積の小さい農地につきましては、図面の縮尺の関係で文字や地番が重なって印字がされており、見えづらいところがございます。そういった土地が該当して報告がある場合は、事務局や各庁舎分室までお問い合わせください。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、調査のご協力よろしく申し上げます。

以上で利用状況調査の説明を終わります。

会 長 時間は16時間以上、お願いします。

事務局（竹内副主査） 上限が16時間です。

会 長 16時間以上延ばしても別に出ないだけだからいいでしょう、20時間とかかかっても。

ただ、日当が2日分ということなので、16時間は必要だと。そのほうが間違いないでしょう。

16時間以上になるように皆さん調査をお願いします。

事務局長 総括表の欄に調査日時、時間等を記入いただいた場合は、確認願います。

会 長 手当は2日分しか出ないんですけども、2日で終わらない方もいると思います。

ただ、皆さんが16時間以上になるように、この合計時間を書いてきていただきたい。よろしいですか。

そのほか、細かい質問等は分庁舎なり、農業委員会のここで、また、電話でもいいですから聞くようにしてください。3年過ぎたので大丈夫かなと思うんですけども、去年やってもう1年もたっていますので、わからないところは確認してから行ってください。

以上です。

局長。

事務局長 調査に関しましては、後からでも結構でございますので、ご不明の点などございましたら、事務局までご連絡いただきたいと思っております。

農地の利用状況調査は、第一に農地の状況を調査いただくものでございますが、農業委員会としましては、これだけにとどまらず、今後、少しでも農地の集約・集積化、有効利用につなげていくことを意識いただきまして、農地利用の最適化に結びつけていただきますよう

ご活動いただければと思います。

今回の調査に限らず、委員の皆様には、日々の活動の中で可能な範囲で地域の情報を収集していただければと思います。

一例といたしまして、耕作を続けることが難しい、かわりに担ってもらえる方を探している人の情報であったり、あるいは、条件さえ合えばもっと耕作できる、農地をふやしてもいいという担い手側の情報もキャッチしていただき、やがてはそうした方々のマッチングを図っていただき、結びつけていただける展開にもつながれば理想的ではないかと思っております。なかなか難しい課題であり、簡単に進められる問題ではないと認識するところでございますが、まずは地域の状況を認識し、同時に農家の方々のリアルな情報をキャッチしていただきまして、その先につなげていければと思いますので、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、お忙しいところ大変お手数をおかけいたしますが、農地利用状況調査につきまして、よろしく願いいたします。

会 長 総体的に皆様のほうから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、連絡事項をお願いします。

事務局長 続きまして、連絡事項を申し上げます。

1点目でございます。

2018年度版の農業委員会業務必携を配付させていただいております。最新の農業委員会の課題や取り組みの手法、先進的な事例などが掲載されておりますので、ご高覧の上、日々の活動にお役立て願います。

2点目でございますが、9月7日金曜日午後1時からJA夢みなみセレモニープラザで開催されます農業委員・農地利用最適化推進委員の前期研修会について、参加者数が確定しました。農業委員さんが6名、推進委員さんが5名、事務局から私1名の合計12名の参加となりますので、ご報告申し上げます。

また、この研修では、ただいま説明申し上げました業務必携を使用いたしますので、参加される方につきましては、忘れずにご持参いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、会場へは各自のご対応となりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

3点目は、12月総会の開催日程の変更についてお知らせいたします。

1枚用紙の横のものになります。当初、12月25日に予定をしておりましたが、25日会長が

毎月出席しております県の常設審議委員会と重複しましたので、1日ずらしまして26日、12月26日水曜日の開催に変更させていただきます。時間・会場の変更はございませんので、ご対応方よろしくお願ひ申し上げます。

次に、次回総会のご案内でございます。

9月28日金曜日午後1時から、ここ正庁での開催となります。

これが最後になりますが、農地利用状況調査につきましては、くれぐれも安全にご配慮いただきまして調査いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

◎閉 会

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

これをもちまして、平成30年第8回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後 3時20分)